

新発田市新庁舎建設基本計画(案)への意見反映の状況

パブリックコメントによるもの

意見	該当章	意反映の区分	意見の反映の内容
建設事業にあたっての発注方式をどうするのか記すべきである	第IV章 事業計画	追加 P 4 2	<p>4.新庁舎の整備手法</p> <p>(1)設計者の選定 設計を進めるにあたっては、設計者の優れた提案に市の意見や市民の意見を反映させていくため、これまでの実績や庁舎に関する提案を審査し設計者を選定するプロポーザル方式を採用することとします。 また、幅広い設計者からさまざまな優れた提案をいただきたいことから、公募型で実施します。</p> <p>(2)施工工事の発注方式 施工工事の発注方式については、実施設計の段階で検討していくこととなります。 また、市内業者の育成も重要な観点であることから、発注の際には十分配慮していくこととします。</p>

市議会平成 23 年 12 月 2 日提出「報告書(新庁舎の機能について)」によるもの

意見	該当章	意反映の区分	意見の反映の内容
(報告書全般)	第II章 庁舎整備の方針	修正 P 2 7	<p>(3) 議会機能 ③議会特別委員会検討結果の反映：具体的な設計を行うにあたり、<u>市議会市庁舎建設特別委員会</u>の最終調査報告書の内容をできるだけ反映させていくこととします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3) 議会機能 ③議会の検討結果の反映：具体的な設計を行うにあたり、<u>市議会の検討内容</u>をできるだけ反映させていくこととします。</p>